

指定避難所及び指定緊急避難場所について

■概要

平成25年6月21日に改正された災害対策基本法の中で、第49条の4、7、8において指定避難所と指定緊急避難場所の指定が義務づけられています（右上段）。また、災害対策基本法施行令に基づく、指定緊急避難場所と指定避難所の指定基準も定められています（右下段）。これらを踏まえ、今回の地域防災計画の修正では、現行の伊賀市の避難所等について、法律で定める指定避難所及び指定緊急避難場所との対応関係や、災害ごとに定める指定緊急避難場所を示します。

■指定緊急避難場所

避難所等の中には、崖崩れ等による災害の危険が及ぶことが想定される地域に立地するなど、災害の種類や状況によっては緊急の避難場所としてはふさわしくないものも存在しています。そのため、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、災害の危険が及ばない場所又は施設を、洪水等の災害の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定します。

◇指定緊急避難場所の基準等

次ページ以降の表3に、伊賀市が指定する112箇所の指定緊急避難場所について、「施設名」、「所在地」、「電話番号」、「施設の分類」「災害種別」「災害想定の詳細」等を整理しています。「災害種別」欄の記号表記は、以下の表1の判断基準により、国・県が公表したデータを基に表示しています。なお、災害の規模、性状、状況等により施設などの被災程度は異なることから、市が指定緊急避難場所として使用する際は、施設や周辺の被害状況等の安全に留意し、開設の可否を判断したうえで使用します。

表1 災害種別の指定緊急避難場所の使用適否とその判断基準等

災害種	表3の凡例	判断基準等（主に国・県が公表したデータに基づく）
地震	○（使用可）	運動場については、急傾斜地崩壊の危険を含んでいないもの
	△（状況により使用しないことがある）	運動場については、急傾斜地崩壊の危険を含んでいるもの
	―（原則として使用しない）	体育館、校舎については、地震後に被災建物応急危険度判定を行う必要がある
洪水	○（使用可）	洪水・ため池ハザードマップにおいて浸水域でないもの
	△（状況により使用しないことがある）	洪水・ため池ハザードマップにおいて浸水域であるもの
土砂災害	○（使用可）	土砂災害の危険を含んでいないもの
	△（状況により使用しないことがある）	土砂災害の危険を含んでいるもの

■指定避難所

被災者が一定期間滞在する場としての避難所については、円滑な救援活動を実施し、また一定の生活環境を確保する観点から、学校や公民館等の公共施設等を指定避難所として指定します。なお、伊賀市では、表2に示す避難所の区分をしており、法律で定める「指定避難所」との関係も記しています。

表2 伊賀市における避難所の区分、及び法律で定める「指定避難所」との関係

区分名		主な役割
一時立寄所		自主防災組織や自治会組織などの行う自主避難や避難準備体制のための住民参集（集合）拠点。原則として、一時立寄所では救助活動は行わない。
拠点避難所※1 （市の指定）	法律で定める「指定避難所」に該当	各住民自治支援単位（市内38地区）に1箇所以上を設定し、区域内における指定避難所を統括する拠点として、防災備蓄コンテナ、防災行政無線等の重点配備を行う公共施設等の場所 （災害ボランティアの受入を可能とする現地ボランティアセンター機能）
指定避難所※2 （市の指定）		避難勧告・避難指示に対応して住民が参集し、その場所でコミュニティによる避難所運営を可能とする公共施設等の場所 （災害ボランティアの受入を可能とする現地ボランティアセンター機能）
福祉避難所（市の指定）		本庁及び各支所単位に1箇所以上設置し、指定避難所及び拠点避難所での受入れが困難な要介護認定者や障がい者等が利用できる医療施設及び福祉施設等の場所
伊賀市防災拠点施設 （市の指定）		災害時の救援・救助及び復興・復旧活動等を行う拠点施設（しらさぎ運動公園及び同周辺）の整備を行い、市内の拠点避難所等との連携を図る。

※1：法律で定める「指定避難所」のうち、拠点的な役割を担うもの

※2：法律で定める「指定避難所」のうち、拠点避難所（※1）を除くもの

災害対策基本法 第二節 指定緊急避難場所及び指定避難所の指定等

（指定緊急避難場所の指定）

第四十九条の四 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

（指定避難所の指定）

第四十九条の七 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

（指定緊急避難場所と指定避難所との関係）

第四十九条の八 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

指定緊急避難場所・指定避難所の指定基準（概要）

⇒【災害対策基本法施行令第20条の3、第20条の4、第20条の6等関係】

1. 指定緊急避難場所の指定基準

○指定緊急避難場所の指定を行うこととなる異常な現象は、洪水、崖崩れ、土石流、地滑り、高潮、地震、津波、大規模な火事、内水氾濫、噴火に伴い発生する火山現象とする。

⇒【災害対策基本法施行令第20条の4等】

○指定緊急避難場所の指定基準は、以下のとおり。

(1) 地震以外の異常な現象を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

①管理条件：災害が切迫した状況において、速やかに、居住者等に当該指定緊急避難場所が開設される管理体制を有していること。

②立地条件：異常な現象による災害発生のおそれがない区域（安全区域）内に指定緊急避難場所が立地していること。

③構造条件：指定緊急避難場所が上記安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、このうち、洪水、津波等については、その水位よりも上に避難上有効なスペースなどがあること。

⇒【災害対策基本法施行令第20条の3第1号・第2号等】

(2) 地震を対象とする指定緊急避難場所の指定基準

上記の管理条件に加えて、

①当該施設が地震に対して安全な構造であること。又は、

②場所・その周辺に、地震発生時に人の生命・身体に危険を及ぼすおそれのある建築物や工作物の物がないこと。

⇒【災害対策基本法施行令第20条の3第1号・第3号等】

2. 指定避難所の指定基準

○指定避難所の指定基準は、以下のとおり。

①規模条件：被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するものであること。

②構造条件：速やかに、被災者等を受け入れ、又は生活関連物資を被災者等に配布することが可能な構造又は設備を有するものであること。

③立地条件：想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること。

④交通条件：車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること。

⑤福祉避難所関係：専ら要介護高齢者、障害者等の要配慮者のための指定避難所については、バリアフリー化され、また、相談や介助等の支援体制等を有すること。

⇒【災害対策基本法施行令第20条の6等】